

令和 8 年度
広島県庁舎食堂事業者の募集に係る
企画提案募集要領

公募型プロポーザル参加資格確認申請受付期間

令和 8 年 10 月 14 日（水）から
令和 8 年 10 月 28 日（水）まで
（17 時必着）

提案書等の提出期限

令和 8 年 11 月 25 日（水）17 時必着

審査結果通知

令和 8 年 12 月 4 日（金）予定

広島県総務局福利課

目 次

1	趣旨	3
2	募集の概要	3
	(1) 募集の内容等	
	(2) 使用許可期間（食堂経営期間）	
	(3) 使用許可の方法【重要事項説明】	
	(4) 使用料	
3	施設の概要	3
	(1) 名称	
	(2) 所在地	
	(3) 食堂施設の概要	
4	募集及び選定の方法	4
5	担当部局	4
	(1) 名称（所在地）	
	(2) 連絡先	
6	企画提案募集の全体の流れ	5
7	企画提案募集手続等に関する事項	6
	(1) 使用する言語、通貨及び単位	
	(2) 参加資格	
	(3) 募集要領・仕様書等に関する質問の受付	
	(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出	
	(5) 現地説明会の実施	
	(6) 提案書等の提出	
	(7) 公正な募集の確保	
8	事業実施予定者の選定方法等に関する事項	8
	(1) 事業実施予定者の選定方法	
	(2) 審査	
	(3) 事業実施事業者の選定	
	(4) 使用許可申請の手続き	
	(5) 事業実施予定者の決定の取消	
9	広島県庁舎弁当販売業務の終了について	9
10	第一食堂及び東館食堂の経営開始日について	9
11	その他の注意事項等	9

広島県庁舎食堂事業者の募集に係る企画提案募集要領

1 趣旨

広島県庁舎（以下「庁舎」という。）内の食堂 2 箇所及び売店 1 箇所を有料で使用許可し、職員等に良質な食事等（配達による飲食の提供等を含む。）を提供する食堂事業者（以下「事業者」という。）を募集します。事業者の選定は、企画提案書等（以下「提案書」という。）を総合的に評価する広島県庁舎食堂事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により決定します。

2 募集の概要

(1) 募集の内容等

- ・食堂、売店の運営、弁当配達及びワゴン販売を目的に本庁内の施設等の使用許可を受ける事業者を選定するものです。なお、使用許可については、県総務局財産管理課において別途行います。
- ・売上は事業主に帰属し、運営に要する一切の経費は事業者の負担とします。
※詳細は、「広島県庁舎食堂事業者の募集に係る仕様書」【資料 2】（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(2) 使用許可期間（食堂等経営期間）

令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

- ・第一食堂（本館地下）及び東館食堂（東館 8 階）の開始日は、事業実施予定者の決定後、別途決定します。
- ・弁当販売業務の開始日は、令和 9 年 4 月 1 日とします。

行政財産の使用期間は 1 年（令和 9 年度は令和 10 年 3 月末まで）となっています。期間満了の日の一月前までに、申請書を知事に提出し、使用期間の更新の許可を受けることにより使用期間満了後引き続いて 1 年間営業することができ、以後も同様です。

(3) 使用許可の方法【重要事項説明】

行政財産の使用料に関する条例（昭和 39 年 3 月 31 日広島県条例第 31 号）、行政財産使用規則（昭和 39 年 3 月 31 日広島県規則第 14 号）及び行政財産の使用料の額の設定（平成 6 年 3 月 24 日広島県告示第 285 号）によるものとします。

(4) 使用料

行政財産の使用料に関する条例の定めるところによる使用料を別途定められた期日までに納付してください。

3 施設の概要

(1) 名称 広島県庁舎

(2) 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号

(3) 食堂施設の概要 ※詳細は仕様書のとおりです。

施設名（※ 1）	第一食堂	東館食堂	売店	合計
建物名	広島県庁舎 本館	広島県庁舎 東館	広島県庁舎 本館	—
所在地等	広島市中区基町 10 番 52 号			

資料 1

		本館地下 1 階	東館 8 階	本館地下 1 階	—
床面積、席数		418.67 m ²	236.47 m ²	11.75 m ²	666.89 m ²
内 訳	厨房、売店（※ 2）	（厨房） 166.32 m ²	（厨房） 58.54 m ²	（売店） 11.75 m ²	236.61 m ²
	飲食スペース（※ 3）	219.00 m ² （126 席）	162.37 m ² （98 席）	—	381.37 m ² （224 席）
	事務室、更衣室等（※ 2）	33.35 m ²	15.56 m ²	—	48.91 m ²

※ 1：食堂運営は、令和 8 年 1 月末日で一旦休止しています。

また、令和 8 年 3 月 9 日から、庁舎内で弁当販売を実施しています。この弁当販売は、食堂等経営開始日までに終了します（詳細は「9 広島県庁舎弁当販売業務の終了について」のとおりです）。

※ 2：使用許可の対象面積であり、使用料及び光熱水費実費の納付を要します。

※ 3：食事のために使用する面積です。使用許可の対象面積ではありません（使用料の納付は不要）が、テーブルの清掃やごみ処理等を行って頂きます。

4 募集及び選定の方法

参加資格を有する者から食堂運営等を企画提案していただき、サービスの内容や安全性などを総合的に審査し、決定します。

5 担当部局

(1) 名称及び所在地

広島県総務局福利課

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 広島県庁本館 3 階

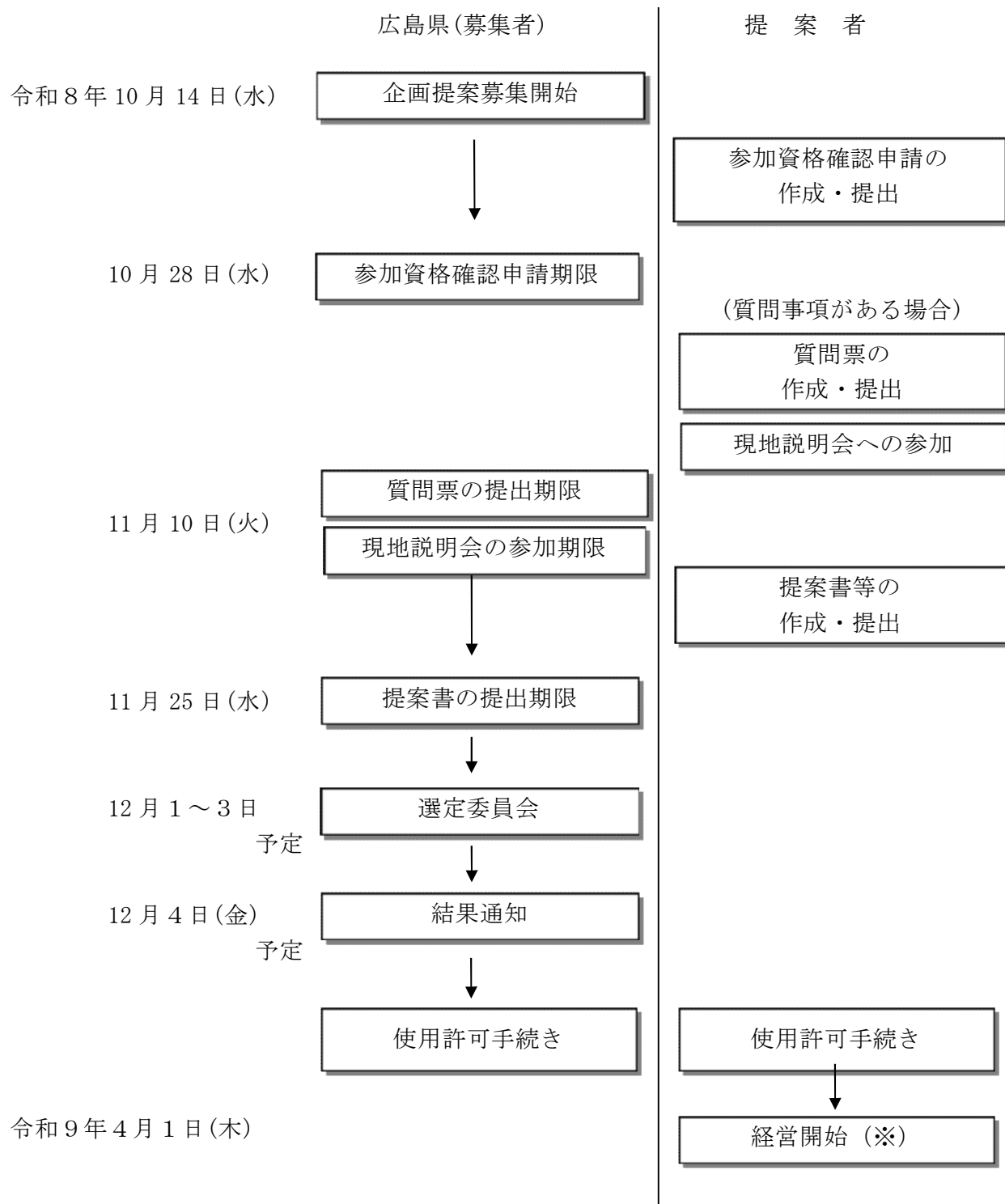
(2) 連絡先

電話：(082) 513-2260、ファックス：(082) 225-7909

電子メールアドレス：soufukuri@pref.hiroshima.lg.jp

資料 1

6 企画提案募集の全体の流れ



(※) 第一食堂及び東館食堂の経営開始日は、厨房機器の点検結果次第では、延期になる場合があります。

資料 1

7 企画提案募集手続等に関する事項

(1) 使用する言語、通貨及び単位

- ア 言語：日本語
- イ 通貨：日本国通貨
- ウ 単位：日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位

(2) 参加資格

本企画提案募集に参加される者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- ア 法人格を有する団体であること。
- イ 法人又はその代表者が次に該当しないこと。
 - （ア）法律行為を行う能力を有しない者。
 - （イ）破産者で復権を得ない者。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- エ 募集の開始の日から使用許可日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていないこと。
- オ 本企画提案募集の公告日から使用許可日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。）が、経営若しくは運営に関与していないこと。
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ク 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ケ 広島県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡、調整等が可能な者であること。
- コ 飲食店・食堂等の運営経験を3年以上有する法人であって、食堂の運営に関し、必要な資格・免許等を有し、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有する者であること。

(3) 募集要領・仕様書等に関する質問の受付

募集要領・仕様書等に関する質問は、「募集要領等に関する質問票」【様式1】により、下記により受付けます。

- ア 受付期間：令和8年10月14日(水)～令和8年11月10日(火)17時まで【必着】
- イ 受付場所：前記5の担当部局に同じ
- ウ 提出方法：電子メール、ファックス等で提出してください。なお、件名は「広島県庁食堂経営に関する質問」としてください。
- エ 回答方法：質問に対する回答は、令和8年11月12日（木）までに質問者に対して回答します。
- オ その他：受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しません。

資料 1

(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画提案募集に参加を希望される者は、下記の公募型プロポーザル参加資格確認申請書を提出期限までに前記 5 の担当部局に持参又は郵送により提出してください。

※公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出のない者の企画提案書の提出は認めません。

ア 提出書類

「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」【様式 2】

イ 添付書類

【様式 2】を参照

ウ 申請書及び前号に定める必要な書類の（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

エ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外等の措置を行うことがある。

オ 提出期限：令和 8 年 10 月 28 日（水）17 時【必着】

- ・持参の場合は、平日の 9 時から 17 時（12 時から 13 時を除く。）までの間に前記 5 の担当部局に提出してください。
- ・郵送の場合は、書留郵便又は特定記録郵便にて、提出期限までに前記 5 の担当部局に必着としてください。

(5) 現地説明会の実施

本件公募型プロポーザルに係る現地説明会を実施します。本件公募型プロポーザルにおいて現地説明会への参加は必須とします。

ア 参加申出場所 前記 5 の担当部局に同じ

イ 参加申出期限 上記(4)オと同じ

ウ 説明会開催日 令和 8 年 11 月 10 日（火）17 時までの間で随時実施

エ 説明会開催場所 前記 5 の担当部局に同じ

(6) 提案書等の提出

ア 提案書等の提出

提案者は、次により提案書等を提出してください。

なお、提案は、1 者 1 提案に限ります。複数の者が共同して提案することは認めません。

(ア) 提出期限：令和 8 年 11 月 25 日（水）17 時【必着】

(イ) 提出方法：持参又は郵送等（郵送の場合は、書留郵便又は特定記録郵便に限る。）とします。

(ウ) 提出書類：「広島県庁食堂事業者の募集に係る提案書等作成要領」【資料 3】（以下「作成要領」という。）による書類

(エ) その他：提出された書類は、期限内の再提出の場合を除き、返却しません。

イ 提案書の再提出は、上記アの提出期限内に限り認めます。

なお、提案書の部分的な差換えは認めません。

ウ 提案を取り下げる場合は、「取下願書」【様式 3】を提出してください。

また、提案書提出期限後から使用許可日までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合も、「取下願書」を提出してください。

なお、取下願書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しません。

エ 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなします。

(7) 公正な募集の確保

資料 1

- ア 提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- イ 提案者は、競争を制限する目的で他の提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければなりません。
- ウ 提案者は、他の提案者に対して提案書等を意図的に開示してはなりません。
- エ 提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、募集を公正に執行することができないと認められるとき及びその他、募集に関する条件に違反した提案と認められるときは、当該提案者を募集に参加させず、又は募集を延期し、もしくは取りやめることがあります。

8 事業実施予定者の選定方法等に関する事項

(1) 事業実施予定者の選定方法

- ア 審査は、参加資格の確認を行った上で、「広島県本庁食堂事業者の募集に係る企画提案募集審査基準」【資料 4】に基づき審査を行い、使用許可の相手方（以下「事業実施予定者」という。）を選定します。
- イ なお、前記の参加資格の要件を満たさない者の提案は、審査の対象とはなりません。
- ウ 審査は、県庁内の関係者で構成する「広島県庁舎食堂事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。
- エ 審査結果
事業実施予定者の名称の公表は行いますが、審査内容等については公表しません。

(2) 審査

- ア 全提案の中から厳正な書類審査の上、最も優れた提案者を選定します。
- イ 審査に当たっては、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがあります。
 - (ア) 日時：提案書の提出日から令和 8 年 11 月 30 日(月)まで
 - (イ) 方法：提案書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行います。

(3) 事業実施予定者の選定

- ア 選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した者を事業実施予定者として選定し、社名等を公表します。
- イ 選定結果は、次のとおり各提案者に通知します。この場合、審査の過程や内容等については、公表しません。
 - (ア) 通知日：令和 8 年 12 月 4 日（金）（予定）
 - (イ) 方法：提案書に記載された連絡先に電子メール又はファックスで通知します。

(4) 使用許可申請の手続き

- ア 使用許可
事業実施予定者と、提出された提案書を基本に事業運営等の詳細について協議をした上で、「行政財産使用許可申請書」【様式 4】を提出していただき、使用許可を受けた日から一週間以内に、「誓約書」【様式 5】を提出していただきます。
万一、事業実施予定者の辞退等があった場合は、次点の提案として評価した者を事業実施予定者として繰り上げ、使用許可の手続きを行う場合があります。
- イ 行政財産使用規則等の確認
使用許可の申請に当たり、行政財産の使用料に関する条例、行政財産使用規則及び行政

資料 1

財産の使用料の額の設定を事前に確認してください。

ウ 県の競争入札参加資格の認定

最優秀提案者に選定され使用許可を受ける者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定を受けていただきます（すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。）。

(5) 事業実施予定者の決定の取消

事業実施予定者が、使用許可を受けるまでの間に、次の事項に該当するときは、事業実施予定者の決定を取消し、使用許可しないことがあります。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行ができないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業実施予定者としてふさわしくないと認められるとき。

ウ 事業実施予定者が、参加資格を満たさなくなったとき。

9 広島県庁舎弁当販売業務の終了について

令和 8 年 3 月 9 日から、庁舎内で弁当販売を実施しています。

事業実施予定者が決定した場合、県は、現在弁当販売を行っている事業者に対し、弁当販売業務終了日の 3 か月前までに、弁当販売業務の終了を通知します。

10 第一食堂及び東館食堂の経営開始日について

県は、食堂経営開始日までに、厨房機器の点検を行う予定です。点検結果次第では、第一食堂及び東館食堂の経営開始日が延期になる場合があります。

なお、この休止期間中に相応する既に納付された使用料は事業実施予定者へ返還しますが、この休止期間に対する営業補償を求めることはできません。

11 その他の注意事項等

(1) 本提案に要する一切の費用（提案書の作成に要する費用等）は、提案者の負担とします。

(2) 提出された提案書等に記載された個人情報、事業実施予定者の選定以外の目的で使用しません。

(3) 企画提案募集に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはなりません。

(4) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。

(5) 提案者から提出された提案書等については、事業実施予定者が選定された後も公表しません。